

# 司法書士試験受験者へのお知らせ

- 1 受験者が試験時間終了前に受験を終了すること（途中退席）は、特段の事情がない限り、認められません。  
なお、トイレ等による試験室外への一時退席についても、これまでどおり、試験開始後30分を経過するまで及び試験終了前の10分間は、特段の事情がない限り認められませんので、御留意願います。
- 2 試験時間中の飲料の持込みについては、キャップ付きのペットボトル飲料（アルミ缶等は不可。カバーは禁止します。）に限り認められます。机上には、上記飲料を1本のみ置くことができます。  
なお、水滴等による用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、御留意願います。
- 3 試験当日は、試験に関する注意、指示等がありますので、必ず、午前の部・午後の部共、着席時刻（試験開始30分前）までに、試験室内の所定の席に着席願います。
- 4 司法書士法施行規則第6条第1項の時刻として、午前の部については午前9時15分、午後の部については午後0時45分を指定します。  
上記の指定時刻までに試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けずに試験室から退出したときは、受験することができませんので、御留意願います。
- 5 試験会場（裏面参照）及びその周辺には、自動車等を駐車するスペースが確保できないため、自動車等での来場や会場周辺への送迎は御遠慮ください。  
（自転車・バイク等についても駐輪スペースはありません。）  
なお、身体障害者の方につきましては、車両ナンバーを御連絡いただくことにより入構することが可能な場合がありますので、事前に横浜地方法務局総務課へお問い合わせください。
- 6 試験会場及びその周辺には食堂がありませんので、昼食は、あらかじめ御準備願います。
- 7 試験終了後は速やかに退構するようお願いします。
- 8 試験会場内はすべて禁煙です。
- 9 ゴミはすべて持ち帰ってください。
- 10 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器は、時計代わりであっても机上に置くことはできません。電源を切って、カバン等にしまってくださいこととなります。  
試験中に、上記等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には、不正受験とみなされます。
- 11 試験室内の冷房は細かな調整ができませんので、御了承願います。
- 12 試験会場の施設に関するお問い合わせは、試験会場ではなく、横浜地方法務局総務課へお問い合わせください。
- 13 受験申請に当たり、受験申請書（2）の所定の欄に収入印紙（8,000円）を事前に貼り付けてから提出してください。
- 14 横浜地方法務局が入居する横浜第2合同庁舎には、庁舎東側と西側の2か所に玄関があり、どちらからでも庁舎内に入ることができます。

# 試験会場

司法書士試験会場（横浜）

会場 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1

関東学院大学金沢八景キャンパス 7号館・8号館

交通 京急本線金沢八景駅徒歩15分

（※車・バイク・自転車での来場は堅くお断りします。）



## 受験申請書交付及び受付窓口

所在 横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜地方法務局総務課（横浜第2合同庁舎7階）

交通 みなとみらい線「馬車道」駅下車，4番出口徒歩1分

JR京浜東北線・横浜市営地下鉄線「桜木町」駅下車，徒歩7分

